

「八女抹茶」プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

「八女抹茶」プロモーション業務

2 委託業務の目的

カフェ等の外食事業者と連携して「八女抹茶」商品を開発・提供し、茶道の全国大会で「八女抹茶」をPRすることで、「八女抹茶」の裾野を拡大するとともに高級茶としての地位を確立するもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 委託業務の内容

(1) カフェ等の外食事業者と連携した「八女抹茶」プロモーション

- ・ 外食事業者と連携した「八女抹茶」商品の開発
- ・ 「八女抹茶」商品を店舗で提供するフェアを県内及び首都圏等で開催（1か月以上）
- ・ フェアは、チェーン店など高いPR効果が期待できる複数店舗を選定（50店舗程度を目安とし、首都圏をメインで開催すること）
- ・ フェアの際には、マスコミやSNS等を活用して周知
- ・ フェアを実施する店舗は、フェア実施後も継続して八女茶を取り扱う意向がある店舗とする
- ・ 八女茶の高級茶としてのブランド価値に見合った企画とすること

(2) 茶道の大規模イベントにおける「八女抹茶」PR販売会

- ・ 当課が指定する全国大会等※の大規模イベント会場における「八女抹茶」販売会の開催
 - ・ 「福岡の八女茶」ロゴマークを活用したPRの実施
- ※ 10月26日福岡市、11月8～9日北九州市、11月15～16日芦屋町
※ 上記日程で開催される茶道全国大会及び九州各県の茶イベントへのブース出展

(3) 業務報告等

- ・ 必要に応じて県と打ち合わせを行うこととし、事業の進捗状況及び今後の計画等について書面作成の上、報告すること。
- ・ 業務終了時には、業務の実績報告書を提出すること。

5 秘密の保持

受託者は、受託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、受託業務を処理するための保有個人情報の取り扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 その他

- (1) 業務の執行にあたり、福岡県及び関係機関との連携を密にして遂行すること。
- (2) 業務上知り得た保有個人情報や企業情報は、他人に漏らさないこと、又は他の目的に使用しないこと。
- (3) 制作にあたって利用する著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理するものとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に規定する全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (6) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料、撮影費、編集・録音費等）の一切を含む。
- (7) 県は、成果物を県のホームページに掲載することや、県が実施する事業において自由に使用することができるものとする。
- (8) 経理については、複数の者によるチェック体制を確立させること。
- (9) 業務の各過程においては、県と十分な協議、連携の上、行うこと。